

山口県報

平成20年
6月24日
(火曜日)

(号外-43)

報

県

口

山

火曜日

平成20年6月24日

目次

細則公衆	
細則公衆	



監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第2項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成20年6月24日

山口県監査委員	新 谷 和 彦
同	先 城 憲 尚
同	神 田 忠 二郎
同	村 田 博

監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

県は、これまでの幾多の行政改革の中において、県行政と密接な関連を有し、県単独で又は市町若しくは民間との共同出資により設立された外郭団体で、県が基本財産の4分の1以上を出資しているものその他の団体について、統廃合することを含めて、経営内容、組織体制等についての見直しをしてきたところであ

る。

しかしながら、県が管理する庁舎内に事務局を置いている外郭団体以外の公益法人や任意団体については、様々な背景や経緯により庁舎内に事務局が置かれているものと推察できるが、その実態は必ずしも明らかとなっていない。

また、これらの団体には、県職員が役職員を兼ねているもの、県が補助金等の財政的援助を行っているもの、県が業務委託を行っているもの等が相当数あると思われるが、近年、市町村合併その他社会経済情勢の変化に伴い、団体の役割、活動内容、存在意義等が変化してきているものが少なくないと考えられる。

については、県の事務及び事業の合理化等の推進に資するため、これらの団体に対する県の指導や関与の状況、県支出金の事務処理の状況及び庁舎使用等の手続の状況を監査するとともに、団体の運営状況等について調査を実施した。

2 監査の対象機関

(1) 監査の対象機関の選定方法

監査の対象機関を選定するため、県が管理する庁舎内に事務局を置く団体について、県の各機関に対して事前調査を行い、その結果把握された316団体の中から、(2)の選定基準により125団体（以下「関係団体」という。）を選定し、これを所管する表2の県の機関について実地に監査を実施した。

なお、調査を行った関係団体は、別表のとおりである。

(2) 団体の選定基準

- ア 平成17年度又は平成18年度の団体の事業費の規模が、本庁にあってはおおむね200万円以上、出先機関にあってはおおむね100万円以上の団体
- イ 平成17年度又は平成18年度において、県の負担金、補助金、交付金、貸付金及び委託料が、本庁にあってはおおむね50万円以上、出先機関にあってはおおむね25万円以上の団体
- ウ 団体の事業費の規模がア及びイ以下であるが、市町からの負担金、補助金、交付金等が本庁にあってはおおむね50万円以上、出先機関にあってはおおむね25万円以上の団体
- エ その他特に監査を実施する必要があると認める団体

表1 事前調査結果及び監査対象機関等

区 分	事前調査結果		監査対象機関及び団体数		内 訳		
	機関数	団体数	機関数	団体数	本 庁	出先機関	
総 務 部	3	6	2	4	1	1	1
							3

総合政策部	2	3	2	3	2	3		
地域振興部	7	15	3	8	3	8		
環境生活部	8	16	6	10	5	9	1	1
健康福祉部	17	39	9	11	6	8	3	3
商工労働部	21	10	3	5	2	4	1	1
農林水産部	18	146	18	47	6	9	12	38
土木建築部	6	9	5	7	4	5	1	2
教育委員会	31	53	16	21	3	7	13	14
公安委員会	4	19	4	9	4	9		
計	117	316	68	125	36	63	32	62

表2 監査対象機関

部 別	監 査 対 象 機 関 名
総 務 部	防災危機管理課、消防学校
総合政策部	広報広聴課、統計分析課
地域振興部	地域政策課、観光交流課、国際課
環境生活部	県民生活課、文化振興課、環境政策課、生活衛生課、廃棄物・リサイクル対策課、動物愛護センター
健康福祉部	厚政課、健康増進課、業務課、長寿社会課、こども未来課、障害者支援課、宇部健康福祉センター、中央児童相談所、周南児童相談所
商工労働部	新産業振興課、労働政策課、計量検定所
農林水産部	農林水産政策課、農業経営課、森林企画課、森林整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、岩国農林事務所、田布施農林事務所、周南農林事務所、山口農林事務所、美祿農林事務所、下関農林事務所、長門農林事務所、萩農林事務所、下関水産振興局、柳井水産事務所、萩水産事務所、農林総合技術センター
土木建築部	道路整備課、道路建設課、河川課、港湾課、山口宇部空港事務所
教育委員会	高校教育課、社会教育・文化財課、学校安全・体育課、義務教育課周南分室、義務教育課防府分室、防府西高等学校、防府商業高等学校、山口高等学校、山口中央高等学校、西京高等学校、山口農業高等学校、宇部工業高等学校、周南養護学校、山口図書館、山口博物館、文書館
公安委員会	教養課、生活安全企画課、交通安全課、運転免許課

3 監査の実施時期及び実施方法

- (1) 実施時期

平成19年5月23日から平成20年1月30日までの間に実施した。
- (2) 実施方法

監査対象機関から事前に監査資料の提出を求め、関係書類等の閲覧、職員へ

の質問等の監査実施手続を用いて実地監査を実施した。

また、関係団体については、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、実地監査と並行して関係人調査を行った。

4 監査項目及び監査の着眼点

監査する項目及び項目ごとの監査の着眼点は、次のとおりとした。

(1) 設立目的等について

ア 団体の設立の目的に照らして適切な運営がされているか。

イ 他の類似団体との統合等団体のあり方についての検討がされているか。

(2) 団体の運営状況等について

ア 団体の財務事務の執行状況に関して適切な指導が行われているか。

イ 団体の運営及び財務処理に関する規程等に関して適切な指導が行われているか。

(3) 団体に対する県の関与について

ア 県職員が団体の業務にどのように関与しているか。

イ 県職員が団体の業務に従事する場合、服務に関する手続は適正に行われているか。

ウ 団体に対する補助金等の交付事務は適正に行われているか。

エ 団体に対する指導監督事務は適正に行われているか。

(4) 執務場所等について

ア 団体に対する行政財産の使用許可は適正に行われているか。

イ 団体に対する県有物品の貸付けは適正に行われているか。

第2 監査の結果

1 概要

県の庁舎内に事務局を置く関係団体には、県行政を円滑に推進するためのものから会員相互の連携を図るものなど様々な団体があり、その活動形態についても、県の組織と一体的に活動を行っているものや、市町等との連携により活動を行っているもの、さらには県域を越えた広域的な活動を行っているものも認められた。

また、今回、調査を実施した関係団体においては、すべて規約等に設立目的が明記されており、団体の設立趣旨及び活動の内容を確認することができた。

しかし、これらの団体の中には、設立後20年以上経過している団体も多く、団体のあり方や見直しの検討がなされないままとなっているものもことから、

県民の要望にこたえる団体のあり方等について、社会経済情勢の変化を踏まえながら更に検討する必要があるものが認められた。

次に、関係団体の運営費については、会員等の会費や県費をはじめ他の地方公共団体又は各種団体等からの負担金等で運営されていることから、事業の内容、繰越額等の状況を精査し、より効率的で経済的な事業の運営に努める必要があるものが認められた。

更に、関係団体には、県の職員が運営等に関わっているものが多いことから、服務に当たっては所要の手続を行うとともに、事業の運営及び予算の執行について、内部けん制を充実させるとともに、透明性の確保についても十分配慮する必要があると認められた。

今回の監査は、事前調査をした中から68機関、125団体を抽出して実施したものであるが、監査の対象とならなかった機関や団体についても監査対象機関と同様に改善又は検討を要する事項があると推察されることから、この監査結果を参考にして団体に対する指導を行う必要があると考える。

2 調査した関係団体の概要

(1) 設立後の経過年数等の状況について

関係団体の設立後の経過年数等は、表3のとおりであり、調査を行った125の団体のうち、設立後20年以上経過している団体は、75団体(60.0%)であった。

これらの団体は、長年にわたって県の施策の推進のために活動を行っているものであり、このうち、任意団体では64団体(59.3%)が、公益法人では8団体(57.1%)が設立後20年以上経過している。

また、団体のあり方や見直しの検討状況について調査したところ、各団体の組織、活動内容及び財務等について検討しているものは63団体であり、約半数の団体が検討を行っているが、類似団体との統合、設立の目的が達成されたことなどによる団体の廃止又は県の機関以外への事務局の移管等の見直しを検討しているものは29団体で、2割程度であった。

なお、事業の廃止等に伴い廃止された団体は、平成18年度末までに1団体あり、平成19年度から平成20年度にかけて団体の統合が検討され又は決定しているものは、5団体であった。

表3 関係団体の設立後の経過年数及び団体の見直し等の検討状況

区分	所管	団体数	設立後の経過年数			団体のあり方を検討しているもの	団体の見直しを検討しているもの	廃止	統計
			10年未満	10年以上20年未満	20年以上				
総務部		4	2		2	1	1	1	
総合政策部		3			3				
地域振興部		7	4	1	2	3	1		
環境生活部		6	2	2	2	3	2		
健康福祉部		10	3	1	6	3	2		
商工労働部		3	1		2	1	1		
農林水産部		46	17	6	23	24	17		
土木建築部		6	1	1	4	1	1	1	
教育委員会		20	2		18	14	2	2	
公安委員会		3		1	2	3			
小計		108	32(29.6%)	12(11.1%)	64(59.3%)	53	27	1	3
環境生活部		4	3		1	3	2	2	
健康福祉部		1			1	1			
商工労働部		2	1		1	1			
農林水産部		1			1	1			
教育委員会		1			1	1			
公安委員会		5		2	3	5			
小計		14	4(28.6%)	2(14.3%)	8(57.1%)	10	2	2	
地域振興部		1			1				
土木建築部		1			1				
公安委員会		1			1				
小計		3			3(100.0%)				
合計		125	36(28.8%)	14(11.2%)	75(60.0%)	63	29	1	5

(2) 決算の状況について

関係団体の平成18年度決算の状況は、表4のとおりである。

決算額の規模別では、任意団体は108団体内中100万円未満のものが17団体(15.8%)、100万円以上500万円未満のものが58団体(53.6%)で、合わせて75団体(69.4%)が500万円未満の小規模な団体であった。

また、公益法人は、14団体内中1,000万円以上のものが12団体(85.8%)と

なっており、任意団体に比べて決算額の規模が大きくなっている。

表4 平成18年度の決算額状況

区分	決算額	知事部局	教育委員会	公安委員会	計	構成比(%)
任意	100万円未満	15	2		17	15.8
	100万円以上～200万円未満	25	6	1	32	29.6
	200万円以上～300万円未満	10	2	1	13	12.0
	300万円以上～500万円未満	11	2		13	12.0
団体	500万円以上～1,000万円未満	10	3		13	12.0
	1,000万円以上	14	5	1	20	18.6
小計		85	20	3	108	100.0
公益	100万円未満	1			1	7.1
	100万円以上～200万円未満				0	
	200万円以上～300万円未満				0	
	300万円以上～500万円未満				0	
法人	500万円以上～1,000万円未満		1		1	7.1
	1,000万円以上	7		5	12	85.8
小計		8	1	5	14	100.0
全国	200万円以上～300万円未満	1			1	33.3
	300万円以上～500万円未満				0	
支	500万円以上～1,000万円未満	1			1	33.3
部	1,000万円以上			1	1	33.4
小計		2		1	3	100.0

(3) 運営費の状況について

関係団体の平成18年度の収入決算の状況は、表5のとおりである。

収入決算の総額は3,520,092千円で、このうちに県からの負担金、補助金及び交付金（以下「補助金等」という。）、委託料並びに貸付金を財源としているものは571,287千円で収入総額の16.2%を占めている。このうち任意団体の収入決算の総額は790,551千円で、その内訳を見ると、前年度繰越金額が151,624千円（19.2%）、県費が158,910千円（20.1%）、県以外の地方公共団体費が133,688千円（16.9%）、各種団体からの助成費が64,758千円（8.2%）で、自主財源が281,571千円（35.6%）となっている。

また、公益法人の収入決算の総額は2,655,643千円で、このうち、自主財源が1,762,438千円（66.4%）と過半を占めており、その他では県費が407,437千

円（15.3%）、県以外の地方公共団体費が104,646千円（4.0%）などとなっている。

表5 平成18年度の収入決算の状況

(単位 千円)

区分	収入額	内				訳	
		前年度繰越金	県費	県以外の地方公共団体費	他団体からの助成費	自主財源	
総務部	108,602	9,965	14,412	75,864	762	7,599	
総合政策部	161,779	31,037	7,776	559	123	122,284	
地域振興部	58,648	13,681	30,292	11,244	3,280	151	
環境生活部	34,778	3,406	17,450	343	7,939	5,640	
健康福祉部	38,481	2,264	25,468	1,676	5,041	4,032	
商工労働部	32,713	9,940	1,527	6,400		14,846	
農林水産部	128,935	15,337	30,756	32,075	19,471	31,296	
土木建設部	18,373	12,049	1,714	2,060	2,225	325	
教育委員会	158,004	35,125	28,186	3,467	19,150	72,076	
公安委員会	50,238	18,820	1,329	3,467	6,766	23,322	
小計	790,551 (100.0%)	151,624 (19.2%)	158,910 (20.1%)	133,688 (16.9%)	64,758 (8.2%)	281,571 (35.6%)	
環境生活部	736,682	2,990	159,199	97,235	2,399	474,859	
健康福祉部	876	269		318	81	208	
商工労働部	711,191	293,281	10,749	7,093	411	399,657	
農林水産部	24,008	20,082				3,926	
教育委員会	9,539	462	864			8,213	
公安委員会	1,173,347	47,805	236,625	104,646	13,342	875,575	
小計	2,655,643 (100.0%)	364,889 (13.7%)	407,437 (15.3%)	104,646 (4.0%)	16,233 (0.6%)	1,762,438 (66.4%)	
地域振興部	2,257				2,100	157	
土木建設部	5,941	891	740	2,740		1,570	
公安委員会	65,699		4,200		61,499		
小計	73,897 (100.0%)	891 (1.2%)	4,940 (6.7%)	2,740 (3.7%)	63,599 (86.1%)	1,727 (2.3%)	
合計	3,520,092 (100.0%)	517,405 (14.7%)	571,287 (16.2%)	241,074 (6.9%)	144,590 (4.1%)	2,045,736 (58.1%)	

次に、平成18年度の支出決算額及び繰越額の状況は、表6のとおりである。

支出決算の総額は3,520,092千円で、このうち3,099,322千円が事業費として

執行され、420,770千円(12.0%)が翌年度に繰り越されて団体に滞留することとなっている。

繰越額は、任意団体で150,692千円(19.1%)、公益法人では269,162千円(5.2%)であり、任意団体の繰越率が高くなっている。

また、支出決算の総額に占める繰越額の割合が30%以上の団体が28団体あった。

なお、繰越額のない団体は、任意団体で26団体あったが、これらの団体は、イベント等を開催する実行委員会や県からの補助金又は委託費を財源として事業を行う団体が主で、農林水産部に多く見られた。

表6 平成18年度の支出決算額及び繰越額の状態 (単位 千円、%)

区分	団体数	支出決算額	繰越額	平均繰越率	繰越率区分			最高繰越率	繰越額なし
					10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満		
総務部	4	108,602	11,900	11.0	1	1	1	31.9	1
総合政策部	3	161,779	30,040	18.6		1	2	75.6	
地域振興部	7	58,648	15,266	26.0	1	1	2	100.0	2
環境生活部	6	34,778	4,039	11.6	1	1	2	64.2	3
健康福祉部	10	38,481	2,607	6.8	3	3	2	71.1	17
商工労働部	3	32,713	7,220	22.1		1	1	98.4	
農林水産部	46	128,935	13,447	10.4	15	5	4	64.2	1
土木建築部	6	18,373	13,366	72.7	1	1	4	64.2	3
教育委員会	20	158,004	33,088	20.9	2	5	3	41.8	1
公安委員会	3	50,238	19,719	39.3	1		1	26	
小計	108	790,551	150,692	19.1	25	18	14		
環境生活部	4	736,682	11,589	1.6	3	1			
健康福祉部	1	876	422	48.2			1	48.2	
商工労働部	2	711,191	174,252	24.5			2		
農林水産部	1	24,008	21,486	89.5			1	89.5	
教育委員会	1	9,539	259	2.7	1	2	1	51.9	
公安委員会	5	1,173,347	61,154	5.2	2	2	3		
小計	14	2,665,643	269,162	5.2	6	3	3		1
地域振興部	1	2,257							
土木建築部	1	5,941	916	15.4		1			

支部分	任意団体	公益法人	全国支部	合計	
				団体数	金額
公安委員会	1	65,699			1
小計	3	73,897	916	1.2	1
合計	125	3,520,092	420,770	12.0	31
					22
					16
					28
					-
					28

(4) 県等からの財政的援助の状況について

県が関係団体に対して補助金等又は貸付金の財政的援助を与えている状況は、表7のとおりであり、県から財政的援助を受けている関係団体は66団体(52.8%)で、総額275,951千円の財政的援助を受けている。

また、関係団体が、県以外の地方公共団体から補助金等の財政的援助を受けている状況は、表8のとおりであり、58団体(46.4%)が総額241,074千円の財政的援助を受けている。

したがって、今回調査した関係団体は、地方公共団体から総額で517,025千円の財政的援助を受けていたこととなる。

表7 平成18年度における県の財政的援助の状況 (単位 千円)

区分	任意団体	公益法人	全国支部	合計	
				団体数	金額
補助金等交付なし	52	6	1	59(47.2%)	
補助金等交付あり	56	122,933	8	148,078	275,951(100.0%)
50万円未満	20	4,553	2	389	22(17.6%)
50万円~100万円未満	14	9,765		389	4,942(1.8%)
100万円~200万円未満	6	7,988	1	740	15(12.0%)
200万円~500万円未満	7	20,263	3	6,972	6(4.8%)
500万円~1,000万円未満	6	40,312	1	5,717	11(8.8%)
1,000万円以上	3	40,052	2	135,000	31,435(11.4%)
合計	108	122,933	14	148,078	46,029(16.7%)
			3	4,940	7(5.6%)
			2	135,000	46,029(16.7%)
			1	5,717	7(5.6%)
			2	135,000	175,052(63.4%)
			3	4,940	275,951(100.0%)

表8 平成18年度における県以外の地方公共団体の財政的援助の状況 (単位 千円)

区分	任意団体		公益法人		全国支部		合計	
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
補助金等交付なし	56		9		2		67(53.6%)	
補助金等交付あり	52	133,688	5	104,646	1	2,740	58(46.4%)	241,074(100.0%)
50万円未満	22	6,848	1	318			23(18.4%)	7,166(3.0%)
50万円~100万円未満	10	6,601					10(8.0%)	6,601(2.7%)

100万円～200万円未満	12	16,014	1	1,158		13(10.4%)	17,172(7.1%)
200万円～500万円未満	3	8,224	1	4,573	1	5(4.0%)	15,537(6.5%)
500万円～1,000万円未満	3	20,137	1	7,083		4(3.2%)	27,230(11.3%)
1,000万円以上	2	75,884	1	91,504		3(2.4%)	167,368(69.4%)
合 計	108	133,688	14	104,646	3	2,740	125(100.0%)
							241,074(100.0%)

3 個別の監査結果

(1) 関係団体の設立目的等について

関係団体の設立目的等について、定款、寄附行為、規約、会則等により確認したところ、いずれの団体も県の施策、事務及び事業の円滑な推進に関連があらむものと認められ、特記すべき事項はなかった。

しかしながら、これらの団体が、社会経済情勢の変化に的確に対応して活動を展開していくためには、常に県民の要望にこたえる団体のあり方の検討や組織及び活動内容の見直しを行い、事業の見直し、類似団体との統合などについて、一層の検討を行うよう指導していく必要がある。

(2) 関係団体の運営状況について

関係団体の運営費の状況は、2の(3)で述べたとおりであるが、団体の運営費は、会員等の会費のほか、県及び県以外の地方公共団体からの補助金等の財政的援助、委託費等で運営されている団体が多いが、地方自治体の財政状況も厳しい折から、更に効率的かつ経済的な予算執行に努め、負担金等の縮減に向けた努力を行うよう関係団体を指導する必要がある。

また、繰越金については、次年度における当面の事業執行等のためやむを得ない面もあり、一概に繰越額や繰越率をもってその是非を論ずることはできないが、平成12年12月26日に改正された公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ）において、「公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等により異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資産運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。」とされており、繰越金の比率の非常に高い団体については、事業内容及び財源について見直しを検討するよう指導する必要がある。

なお、任意団体は、民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人

ではないが、この基準を参考にして事業を行うことが望ましいと考えられることから、公益法人と同様な考え方に基づいた指導を行う必要がある。

(3) 関係団体の運営に関する規程の整備状況について

関係団体のうち、任意団体では運営に関する規約が定められており、公益法人においては定款又は寄附行為が定められていた。また、全国組織の団体の県支部等においても規約その他の規程が定められていた。

なお、関係団体の会計処理及び決裁に関する規程の整備状況は、公益法人及び全国組織の支部については特記すべき事項はないが、任意団体については、表9のとおり、会計処理に関して規約その他の規程に記述されている団体は108団体のうち5団体で、ほとんどの団体で規定がされず、事業執行や予算執行に関する決裁権限が規約その他の規程に明記されていない団体も97団体あるなど、規程の未整備が目立った。

次に、総会等の会議の開催についてであるが、各団体は、規程に基づき、総会、理事会、幹事会、評議委員会、実行委員会等の会議を開催する旨が定められているが、任意団体のうち2団体においては、定めがあるにもかかわらず、総会等の会議が開催されていないかった。その理由は、事業計画等は団体を所管する県の機関の職員で決定するため開催していないとの説明であるが、規約においては、会議は、事業の運営及びその準備に関すること並びに予算及び決算に関することを審議し、決定することと規定されている。

また、会議等の結果の記録状況については、公益法人については、特記すべき事項はないが、任意団体では、総会等の会議が開催された106団体のうち12団体で記録が残されていないかった。

更に、監事による監査の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、任意団体では、規程等に監事に関する規定がなく実施されていないものが13団体、監事に関する規定があるにもかかわらず監査が実施されていないものが2団体あった。

言うまでもなく、団体は、県とは異なる組織であり、事業計画、予算及び決算の状況を構成員等へ諮るための会議を開催し、会議の状況を記録する必要がある。

また、会計規程、決裁規程等を整備し、これらに基づき適切に運営がなされるよう指導する必要がある。

なお、法人の監事の職務は、民法第59条に会計の監査にとどまらず団体の業務の執行の状況に関しても監査を行うと規定されていることから、これに基づいた指導を行うとともに、任意団体においても同様な視点で指導を行う必要がある。

表9 任意団体の規程の整備の状況、会議及び監事における監査の実施状況

区分	団体数	会計規程		決裁規程		会議の開催状況		会議記録の状況		監査の実施状況		
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
総務部	4		4		4		4		3	1	4	
総合政策部	3	1	3	1	2		3		2	1	3	
地域振興部	7	1	6		7		7		7		7	
環境生活部	6		6		6		6		6		5	1
健康福祉部	10	1	9	2	8		10		10		9	1
商工労働部	3	1	2	1	2		3		3		3	
農林水産部	46		46	6	40		45		42	3	35	11
土木建築部	6		6		6		6		3	3	6	
教育委員会	20	1	19	1	19		19		15	4	18	2
公安委員会	3		3		3		3		3		3	
合計	108	5	103	11	97		106		94	12	93	15

(4) 関係団体の出納管理体制の状況について

関係団体の出納管理体制の状況は、表10のとおりである。

事業の執行及び出納事務には、多くの団体で複数の職員が従事しているが、事務局職員が1名だけの団体が11団体あった。

また、出納管理については、預貯金通帳と銀行等届出印を同一の職員が保管管理している団体が20団体あった。なお、キャッシュカードを保有している団体は3団体のみで、このうち担当者のみで保管管理している団体が1団体あった。

団体の会計事務の内部けん制体制は、複数の者による点検、預貯金通帳と銀行等届出印の分離等おおむね良好と認められたが、20団体においては、預貯金通帳と銀行等届出印の管理者が同一の職員であったり、事務局職員が1人であるなど内部けん制体制の改善が必要と考えられる団体が見受けられたので、事務局職員の複数配置や、預貯金通帳の管理者と銀行等届出印の管理者の明確な分離等内部けん制体制の改善を図るよう指導する必要がある。

また、キャッシュカードについては、振込手数料の節約や事務の省力化のために3団体が保有していたが、今後も増加することが予想されるので、内部けん制体制の確保等の観点から特に留意するよう指導する必要がある。

表10 任意団体の出納管理体制の状況

区分	団体数	事務局員数				通帳管理者と銀行印の管理者が同一の団体	キャッシュカードの保有団体
		1人	2人	3人	4人以上		
総務部	4			1	3	1	
総合政策部	3				3	1	
地域振興部	7		3		4		
環境生活部	6				6	1	
健康福祉部	10	1		2	7	3	
商工労働部	3				3		
農林水産部	46	3	9	9	25	3	1
土木建築部	6			4	2	3	
教育委員会	20	6	4	5	5	6	1
公安委員会	3		2	1			
小計	108	10	18	22	58	18	2
環境生活部	4	1			3	1	
健康福祉部	1		1				
商工労働部	2				2		
農林水産部	1				1		
教育委員会	1			1			
公安委員会	5		4		1		
小計	14	1	5	1	7	1	
地域振興部	1				1		
土木建築部	1			1		1	1
公安委員会	1				1		1
小計	3			1	2	1	1
合計	125	11	23	24	67	20	3

(5) 関係団体の出納管理の状況について

関係団体の出納管理で不適切と思われる状況は表11のとおりであり、出納の状況を記録するための金銭出納簿が備えられていない団体が16団体あった。

また、預貯金の払出日と債権者への支払日が異なり、その間、現金が事務局

なお、県の職員が団体から報酬を受けている事例はなかった。
表12 団体の役員等への県職員の就任状況

区分	団体数	役員(監事を除く。への就任)		監事への就任		事務局長に就任している団体			
		県特別職	県職員	市長	町職員		市長	町職員	
総務部	4		4	4	1	4			
総合政策部	3	1	3	1	2	3			
地域振興部	7	1	5	5	4	7			
環境生活部	6		3	2	1	1			
健康福祉部	10	1	4	2	2	10			
商工労働部	3	2	1	2	1	3			
農林水産部	46		7	15	10	46			
土木建築部	6	1	2	4	1	6			
教育委員会	20		18	6	11	20			
公安委員会	3		1			3			
小計	108	6	48	31	31	108			
環境生活部	4		2	3	2	2			
健康福祉部	1				1	1			
商工労働部	2		1		1	1			
農林水産部	1	1	1	1	1	1			
教育委員会	1		1			1			
公安委員会	5		1			1			
小計	14	1	6	4	4	6			
地域振興部	1					1			
土木建築部	1		1	1		1			
公安委員会	1					1			
小計	3		1	1		2			
合計	125	7 (5.6%)	55 (44.0%)	36 (28.8%)	35 (28.0%)	20 (16.0%)	43 (34.4%)	20 (16.0%)	116 (92.8%)

(7) 県職員の服務の状況について

県職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定により、職務に専念する義務が課せられており、職務に専念する義務を免除できる場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年山口県条例第4号。以下「職専免条例」という。)、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和

に滞留し、その現金の在り高を記帳する現金出納簿が備えられていない団体が38団体あった。
更に、事業費を執行するに当たり、事務局職員が団体の事業費を立て替えて支払った後に、団体から補てんを受けていた事例が9団体あった。
ついては、団体の出納管理の透明性の確保及び出納事務に係る事故を未然に防止する観点から、これらの団体については、適切な事務執行について指導を行う必要がある。特に、職員による立替払いが生じている団体については、こうしたことのないよう県費等の適時な受入れについて、関係機関と調整を図るよう指導する必要がある。
表11 団体の出納管理の不適切な状況

区分	全額出納簿が備えられていない団体数		職員による事業費の立替金がある団体数
	現金の出納簿が備えられていない団体数	現金の滞留で現金出納簿がない団体数	
総務部	2	2	
地域振興部		1	1
環境生活部		1	
健康福祉部	1	4	1
農林水産部	8	17	7
土木建築部	2	1	
教育委員会	2	12	
小計	15	38	9
教育委員会	1		
小計	1		
合計	16	38	9

(6) 関係団体への県の人的関与について

関係団体の役員等への県職員の就任状況は、表12のとおりである。
県の職員が団体の理事等の役員に就任しているものは55団体(44.0%)で、団体の監事に就任しているものは20団体(16.0%)であった。また、116団体については、県の職員が事務局員に就任しており、特に、任意団体においては、すべての関係団体で事務局員となっており、団体の事業執行に積極的に関わっていると認められる。
公益法人で県の職員が役員又は事務局員となっているものは、14団体のうち、それぞれ6団体(42.9%)であったが、監事に就任している団体はなかった。

27年山口県人事委員会規則第10号。以下「職専免規則」という。)及び山口県職員服務規程(昭和29年山口県訓令第11号。以下「服務規程」という。)等に規定されている。

県職員が関係団体の業務に従事する場合の服務手続の状況は表13のとおりであり、役員として団体の業務に従事する場合には、55団体のうち15団体の(27.3%)の役員で、また、事務局職員として従事する場合には、116団体のうち26団体(22.4%)の職員で職専専念義務の免除の手続がされていた。

また、県職員が職務命令により関係団体の業務に従事している団体が90団体あったが、これらの団体の業務への従事においては、総会、理事会等の会議又は監査の執行若しくは受監など団体の固有の業務と考えられるものまで職務命令が発せられていた。

職務命令に関しては、当該団体の業務が県の業務の一環として位置づけられることが明らかである場合には、職員に対して団体の業務に従事することを命ずることができると考えられる。したがって、それ以外の場合で団体の固有の業務に従事するときは、職務に専念する義務の免除の手続を行わずにはならないと考えられるので、職専免条例等に基づいた適正な手続を行う必要がある。

表13 県職員の服務手続の状況

区分	団体数	役員		事務局	
		県職員の従事団体	職専免の手続あり	県職員の従事団体	職専免の手続あり
総務部	4	4		4	4
総合政策部	3	3	1	3	1
地域振興部	7	5	1	7	1
環境生活部	6	3		6	
健康福祉部	10	4		10	
商工労働部	3	1	1	3	3
農林水産部	46	7	1	46	1
土木建築部	6	2		6	
教育委員会	20	18		20	20
公安委員会	3	1		3	
小計	108	48	11(22.9%)	108	23(21.3%)
環境生活部	4	2		2	2

公益法人	健康福祉部					農林水産部					教育委員会					公安委員会				
	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小計	14	6	4(66.7%)	6	3(50.0%)	3(50.0%)	3(50.0%)				3(50.0%)	3(50.0%)				2(100.0%)	2(100.0%)			
全国支部	1																			
地域振興部	1																			
土木建築部	1																			
公安委員会	1																			
小計	3	1														2	2			
合計	125	55	15(27.3%)	116	26(22.4%)	90(77.6%)	90(77.6%)				2(100.0%)	2(100.0%)				2(100.0%)	2(100.0%)			

(8) 県の補助金等に関する事務について

県が平成18年度に関係団体に対して補助金等の県費を支出した状況等は表14のとおりである。

県は、64団体に対して補助金等を140,951千円、22団体に対して委託料を295,336千円、また、2団体に対して貸付金を135,000千円支出している。

このうち、任意団体については、56団体に対して補助金等を122,933千円、17団体に対して委託料を35,977千円支出している。

また、公益法人については、6団体に対して補助金等を13,078千円、7団体に対して委託料を259,359千円、2団体に対して貸付金を135,000千円支出している。

更に、全国団体の支部等については、2団体に対して負担金として4,940千円を支出している。

これらの県支出金の事務処理と団体の県費受入れの事務処理の状況を見ると、24団体において県支出金の事務担当者として団体の県費受入れの事務担当者が同一人であった。

これらの団体においては、補助金等の交付申請者の担当者が県費の交付決定の担当者であったり、団体の事業完了実績報告書の作成担当者が、県の職員として完了確認の担当者であるものもあった。

団体の財政規模や業務量等により、団体の事務局体制の充実を図ることが困難な面も想定されるが、公金である県支出金の適正な執行を担保する上からも県と団体の双方の事務担当者を同一人にしないことを規定するなど、適正な事務の執行に向けて、より一層厳格な点検体制を確立する必要がある。

表14 平成18年度における県費の支出状況等 (単位 千円)

区分	負担金、補助金及び交付金		委託料		貸付金		県の事務処理担当者として団体の事務処理担当者が同一の団体数
	団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額	
総務部	3	14,412					1
総合政策部	1	232	2	7,544			
地域振興部	5	29,444	1	848			2
環境生活部	3	4,950	1	12,500			1
健康福祉部	8	20,573	3	4,895			4
商工労働部	2	1,527					1
農林水産部	16	20,566	10	10,190			10
土木建築部	4	1,714					
教育委員会	13	28,186					4
公安委員会	1	1,329					
小計	56	122,933	17	35,977			23
環境生活部	2	2,265	1	21,934			
商工労働部	1	2,077	1	8,672			
教育委員会			1	864			1
公安委員会	3	8,736	4	227,889			
小計	6	13,078	7	259,359			2
土木建築部	1	740					
公安委員会	1	4,200					
小計	2	4,940					
全国支部							
合計	64	140,951	22	295,336	2	135,000	24

(9) 関係団体に対する指導監督事務について

関係団体に対する指導監督の実施状況は、表15のとおりである。

団体への指導監督権限は、法令等に基づく指導監督権限が明記されているものと、関係団体を所管する機関等が自主的に指導監督を行ういわゆる内部の指導監督とに分けることができるが、調査を行った団体について、内部の指導監督が実施されていた団体は6団体であった。

また、公益法人を所管する機関が実施した指導監督の状況は、調査した平成17年度及び平成18年度において、14団体中7団体において実地検査が実施されていた。

なお、税務申告事務等に関して公認会計士その他の外部の専門家が関与している団体は4団体であった。

任意団体に対する指導監督については、法令等に特に明記されておらず、多くの団体に対して特段の指導はなされていないが、関係団体が県の庁舎内に事務局を置き、行政と一体的に活動を行っている現状や、県民から見れば県の機関と団体との判別がつきにくいこと等を勘案すると、県は、団体との緊張関係を保ち、団体の業務が適正に行われるよう、指導を行う必要がある。

また、公益法人に対する指導監督については、公益法人に対する指導監督の充実について（平成12年6月30日付け学事文書第318号）により実地検査を行うよう総務部長から通知がされている。

県が行った実地検査の状況を見ると、業務運営に関しては特に問題がないと思われるが、会計処理の指導に関しては、必ずしも適切な指導となっていないものが見受けられた。

例えば、公益法人会計基準に基づいた帳簿が記帳されていないものや発生主義の原則に基づく会計処理がされていない団体があることから、会計処理についても公益法人会計基準（昭和60年9月17日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）に基づく適切な指導を行う必要がある。

表15 関係団体への指導監督等の状況

区分	内部指導監督が実施されている団体数	公益法人の指導監督が実施された団体数	公認会計士等が関与している団体数
任意団体	5		
公益法人		7	4
全国支部	1		
計	6	7	4

(10) 関係団体の執務場所等について

関係団体の専任職員の執務場所に係る行政財産の使用許可、光熱水費等の経費及びこれらの職員が使用する県有備品の使用手続の状況は表16のとおりである。

団体職員の執務場所に係る行政財産の使用許可については、関係32団体のうち、ほとんどの団体が許可を受けていたが、2団体においては、使用許可の手続がされていない。

また、使用許可に係る使用料の算定及び光熱水費の負担金額の算定については、前述の2団体を除いて、おおむね適正に算定されていた。

更に、団体の専任職員が使用する県有備品については、16団体において所要の貸付手続がされていなかった。

行政財産の使用については、山口県公有財産規則（昭和39年山口県規則第56号。以下「公有財産規則」という。）第30条の規定に基づいた手続を、また、県有物品の貸付については、山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号。以下「物品規則」という。）第51条の規定に基づいた手続を行うよう指導する必要がある。

表16 行政財産使用許可及び県有物品貸付手続の状況

区 分	団体の専任職員が配置されている団体数	行政財産使用手続の状況		光熱水費の負担の状況		県有備品貸付手続の状況	
		有	無	有	無	有	無
総合政策部	2	2		2			
環境生活部	1	1		1			
健康福祉部	3	3		3			3
商工労働部	1	1		1			1
農林水産部	6	4	2	4	2	1	5
教育委員会	4	4		4			3
公安委員会	2	2		2		1	12
小 計	19	17	2	17	2	1	
環境生活部	2	2		2			1
商工労働部	2	2		2			
農林水産部	1	1		1			1
教育委員会	1	1		1			1
公安委員会	5	5		5			
小 計	11	11		11			3
地域振興部	1	1		1			1
公安委員会	1	1		1			
小 計	2	2		2			1
合 計	32	30	2	30	2	1	16

第3 意見

県が管理する庁舎内に事務局を置く団体は、その多くが県の事務及び事業の遂行、県民挙げての施策等の取組み、会員相互の研さんその他社会的要請や行政施策の必要

性から県の主導により設立されたものと認められるが、団体の設立時から相当に期間が経過したものについては、それぞれの団体の有する存在意義を社会経済情勢に照らしながら、適宜見直しの検討を行う必要がある。

今回の監査は、県が管理する庁舎内に事務局を置く団体の中から、一定の選定基準により団体を選定し、この関係団体を所管する機関を対象として監査を実施するとともに、関係団体についても調査を実施したものである。

それぞれの団体の運営等については、おおむね適切に処理されているものと認められたが、次の項目については特に留意し、改善に努められるよう望むものである。

1 団体の運営等に対する指導について

(1) 類似団体との統合等について

市町村合併や県の組織改正等により、関係団体の中には、所管している機関が統合されたにもかかわらず、統合されることなく従前の組織のまま別々の団体が運営されているものがある。

会計事務、会議の開催、監査の執行、受監等に県職員が携わっていることから、類似団体との組織の統合等の検討を行い、県の事務事業の効率化を図るよう努める必要がある。

(2) 団体の運営費について

多くの関係団体では、会員からの会費、地方自治体からの補助金等の財政的援助、委託費等で運営されているが、地方自治体の財政状況も厳しい折から、更に効率的、経済的な予算執行に努めるとともに、事業内容や繰越金の状況を勘案し、より一層の補助金等の縮減についても検討する必要がある。

(3) 規程の整備について

関係団体は、団体の運営に関する基本的事項について、規程に明記すべきであるが、多くの任意団体において、事業運営や会計処理に係る決裁権限が明確にされていないことから、改善を検討する必要がある。

また、会計処理に関しては、団体が備えるべき帳簿等を規程に明記するとともに処理の方法についても記載するなど、会計事務の正確性及び透明性を高めるよう改善する必要がある。

更に、監査に関する定めのない団体にあつては、監査に関する規程を定め、実効性のある監査が行われるよう改善する必要がある。

(4) 内部けん制について

調査した多くの任意団体においては、会計事務処理を県職員が行っているが、少人数の体制や事務局職員相互による点検体制など内部けん制が十分でないものが認められたので、事務局体制を検討するとともに、特に、事務局員が

1人である団体については、複数体制で行うよう改善に努める必要がある。

また、団体の中には会計処理が業務部門の職員のみで行われている団体も散見されたが、会計事務に精通した管理部門の職員を関与させることによる内部けん制体制の強化を検討する必要がある。

更に、預貯金通帳の管理者と通帳の届出印の管理者が同一人となっている団体においては、同一の職員だけで預貯金の引出しができないよう改善を図る必要がある。

内部けん制体制については、団体の様々な問題点を整理して規程を定め、実行する必要がある。

(5) 会計事務処理について

出納の状況を記録するための金銭出納簿が備えられていない関係団体においては、預貯金通帳の余白に簡単な事由等を記して管理しており、今回の調査の過程において、証拠資料との突合に時間を要するなど出納状況が容易に確認できない状況もあった。

担当者の人事異動等も考えられることから、誰もが容易に出納状況が確認できるよう改善する必要がある。

特に、現金の管理に関して、預貯金の払出日と債権者への支払日が異なり、その間に現金を事務局で保管する場合は、現金出納簿に現金の在り高を記載し、現金の管理を厳重に行う必要がある。

また、事務局職員による立替金が発生しないようにする必要がある。

2 県の関与について

(1) 県職員の服務手続について

県職員が、関係団体の役員や事務局員として、団体の業務に従事する場合の服務については、多くの監査対象機関が業務命令によって行っており、職専免条例、職専免規則及び服務規程に基づいた手続が行われていない監査対象機関が散見された。

業務命令に関しては、当該団体の業務が県の業務の一環として位置づけられていることが明確な場合においては、職員に対して団体の業務に従事することを命ずることができると考えられる。

については、県職員が団体の役員や事務局員として、専ら団体の行事への出席や会計処理等に従事する場合には、業務命令ではなく、職務に専念する義務の免除の手続を行った上で従事することが適当と考えられることから、職専免条例等に基づいた手続を行い、県職員の団体への関与を明確にする必要がある。

(2) 県支出金の交付手続について

関係団体に対して行われる補助金等の財政的援助や委託料等の県費支出に係る事務について、県の事務担当者と団体の事務担当者が同一人である場合が散見された。

補助金等の県費の支出事務及び完了確認事務については、点検機能を有効に働かせ、申請や報告の内容等の厳格な審査を行う必要があることから、県の事務担当者として団体の事務担当者を同一人としないう職員の手続を検討する必要がある。

(3) 団体への指導監督について

関係団体は、それぞれ独自の会計を有し事業を執行しており、基本的には監事による内部監査が実施されているが、中には監事を設置していない団体や監事による監査が実施されていない団体もあること、また、公益法人に対する指導監督が必ずしも十分とはいえない状況もあったことから、県の指導監督のあり方について検討する必要がある。

(4) 執務場所等について

関係団体の専任職員の執務場所に係る行政財産の使用許可の手続は、ほとんどの団体が適正に許可を受けていたが、一部の団体においては、使用許可の手続がなされていなかった。

また、団体の専任職員が使用する県有備品については、貸付手続がされていない団体が多くあった。

行政財産の使用については、公有財産規則に基づいた手続を、また、県有物品の貸付については、物品規則に基づいた手続を行うよう改善する必要がある。

第4 結び

現在、国の構造改革、地方分権の推進、市町村合併等が進展する中で、国、地方を通じる改革が進められており、地方公共団体の行政を取り巻く状況は一段と厳しくなっている。

本県では、現在、これからの地方分権型社会に対応していくため、行政改革、財政改革、公社改革の3つを柱とする県政集中改革に取り組んでいるところである。

また、これまで4次にわたる行政改革が実施されている中で、外郭団体についても見直しがされてきているところであるが、このうち、任意団体に関しては、そのあり方が必ずしも明らかとなっていない状況であった。

今回の行政監査は、関係団体について、県の庁舎内に事務局を置く必要性、業務の内容や運営状況、団体の業務と県職員との関わり及び執務場所等に関する諸手続の状

況について監査を実施したものである。

それぞれの団体は、県の行政需要等に応えるべく設立されたものであり、その活動はおおむね評価できるものと考えられる。

しかし、これらの団体の多くは、県、市町等から財政的援助を受けて運営されている実態から、漫然と事業運営を行うことなく効果的、効率的かつ経済的な事業の運営が行われるよう更なる改善の検討を望むものである。

また、団体の業務執行に当たっては、内部分けん体制の再度の点検を行い、事務及び事業が適正に執行され、透明性の確保が図られるよう県として十分な指導を行う必要がある。

終わりに、県の庁舎内に事務局を置く多くの団体は、県職員が関与していることから、社会経済情勢の変化を的確にとらえるとともに、県の事務及び事業の効率化に向け、団体の果たすべき役割や存続そのものが県民の要望にこたえるものであるか、県の庁舎内に事務局を置く必要があるか、県職員が団体の業務に関与する必要があるか、県の機関からの他の機関等への移管ができないか、更に、団体の統合等ができるか、いか等県民の目線に立った検証を行い、必要な措置が講じられるよう要望するものである。

別表

監査対象機関及び関係団体名

番号	監査対象機関	関 係 団 体 名
1	総務部防災危機管理課	山口県消防防災ヘリコプター運航協議会
2	消防学校	山口県消防学校運営委員会
3	〃	山口県消防クラブ連合会
4	〃	消防学校フェスタ実行委員会
5	総合政策部広報聴取課	山口県刊行物普及協会
6	〃	山口県広報連絡協議会
7	統計分析課	山口県統計協会
8	地域振興部地域政策課	山口県国土調査推進協議会
9	〃	やまぐち元気！むらまち交流推進協議会
10	〃	岩国基地民間空港再開事業推進協議会
11	〃 観光交流課	山口線SL運行対策協議会
12	〃	山口県国際観光推進協議会
13	〃	東アジア地域観光客誘致キャンペーン実行委員会
14	〃	島根・山口観光振興協議会

15	〃	国際課	財団法人自治体国際化協会山口県支部
16	環境生活部県民生活課	山口県金融広報委員会	
17	〃	文化振興課	やまぐち県民文化祭実行委員会
18	〃	〃	やまぐち文学回廊構想推進協議会
19	〃	〃	維新史回廊構想推進協議会
20	〃	環境政策課	やまぐちいきいきエコフェスタ実行委員会
21	〃	〃	山口県瀬戸内海環境保全協会
22	〃	生活衛生課	社団法人山口県快適環境づくり連合会
23	〃	廃棄物・リサイクル対策課	財団法人宇部小野田廃棄物処理事業団
24	〃	〃	財団法人周南地域廃棄物処理事業団
25	動物愛護センター	社団法人山口県動物愛護協会	
26	健康福祉部学政課	山口県公衆衛生協会	
27	〃	健康増進課	山口県母子健康推進協議会
28	〃	〃	山口県食生活改善推進協議会
29	〃	業務課	山口県献血推進協議会
30	〃	〃	山口県薬物乱用防止推進員協議会
31	〃	長寿社会課	山口県南方地域戦没者慰霊奉賛会
32	〃	子ども未来課	山口県青少年育成県民会議
33	〃	障害者支援課	山口県障害者スポーツ運営委員会
34	宇部健康福祉センター	厚東川水系森・川・海水環境ネットワーク協議会	
35	中央児童相談所	財団法人山口県里親会中部支部	
36	周南	山口県周南里親会	
37	商工労働部新産業振興課	山口県企業誘致推進連絡協議会	
38	〃	〃	山口県地域高度技術産業集積活性化協議会
39	〃	労働政策課	社団法人山口県勤労福祉共済会
40	〃	〃	山口県労働協会
41	計量検定所	社団法人山口県計量振興協会	
42	農林水産部農林水産政策課	やまぐち食と緑の県民フォーラム実行委員会	
43	〃	〃	山口県生活改善実行グループ連絡協議会
44	〃	〃	山口県食品産業協議会
45	〃	農業経営課	山口県農業士協会
46	〃	森林企画課	山口県林業協会
47	〃	〃	山口県林業研究グループ連絡協議会
48	〃	森林整備課	山口県緑資源特定森林圏整備推進協議会

49	水産振興課	財団法人山口県漁業被害救済基金	83	山口県漁協青壮年部連合会柳井支部
50	漁港漁場整備課	山口県漁港漁場協会	84	萩
51	岩国農林事務所	岩国地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	85	農林総合技術センター
52	岩国地域農業改良普及協議会	岩国地域農業改良普及協議会	86	山口県花き振興協議会
53	岩徳流域林業活性化センター	岩徳流域林業活性化センター	87	山口県畜産技術協会
54	田布施	田布施地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	88	山口県畜産試験場預託牛研究会
55	柳井・大島地域「地産・地消」推進会議	柳井・大島地域「地産・地消」推進会議	89	山口県道路利用者会議
56	田布施地区農業改良普及協議会	田布施地区農業改良普及協議会	90	山口県国道2号線整備促進期成同盟会
57	周南地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	周南地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	91	関門海峡道路整備促進期成同盟会
58	周南地域地産地消推進協議会	周南地域地産地消推進協議会	92	周防河川高潮対策事業促進期成同盟会
59	周南地域農業改良普及協議会	周南地域農業改良普及協議会	93	日本港湾協会山口県支部
60	山口地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	山口地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	94	山口県空港協議会
61	山口地域地物普及推進協議会	山口地域地物普及推進協議会	95	山口県空港「空の日」実行委員会
62	山口地区農業改良普及協議会	山口地区農業改良普及協議会	96	山口県産業教育振興会
63	防府徳地地区農業改良普及協議会	防府徳地地区農業改良普及協議会	97	山口県公民館連合会
64	山口流域林業活性化センター	山口流域林業活性化センター	98	社団法人山口県リウエイション協会
65	中部家畜保健衛生推進協議会	中部家畜保健衛生推進協議会	99	慶尚南道高校生又ホーツ交流事業実行委員会
66	美祿地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	美祿地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	100	山口県学校保健連合会
67	宇部・美祿地域地産・地消推進協議会	宇部・美祿地域地産・地消推進協議会	101	子ども元気創造推進委員会
68	美祿地区農業改良普及協議会	美祿地区農業改良普及協議会	102	山口県体育指導委員協議会
69	宇部地区農業改良普及協議会	宇部地区農業改良普及協議会	103	周南教育事務所保険事務会
70	下関地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	下関地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	104	防府教育事務所保険事務会
71	下関地域農業改良普及協議会	下関地域農業改良普及協議会	105	山口県図書館協会
72	豊田流域林業活性化センター	豊田流域林業活性化センター	106	山口県博物館協会
73	長門地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	長門地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	107	山口県地方史学会
74	長門地域地産・地消推進協議会	長門地域地産・地消推進協議会	108	山口県八ノトボール協会
75	長門農業改良普及協議会	長門農業改良普及協議会	109	山口県高等学校商業教育協会
76	萩地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	萩地域食と緑の県民フォーラム実行委員会	110	山口県高等学校校長協会
77	阿武川流域林業活性化センター	阿武川流域林業活性化センター	111	山口県公立高等学校事務職員協会
78	萩地域林業振興会連絡協議会	萩地域林業振興会連絡協議会	112	山口県高等学校文化連盟
79	下関水産振興局	下関漁港清掃協議会	113	山口県高等学校体育連盟
80	山口県漁港漁場協会豊閑支部	山口県漁港漁場協会豊閑支部	114	山口県公立高等学校事務長会
81	山口県漁港漁場協会玖珂支部	山口県漁港漁場協会玖珂支部	115	山口県工業教育研究会
82	山口県漁港漁場協会熊毛支部	山口県漁港漁場協会熊毛支部	116	山口県特別支援教育研究連盟

117	警察本部教養課	財団法人山口県剣道連盟
118	生活安全企画課	社団法人山口県防犯連合会
119	交通安全企画課	財団法人山口県交通安全協会
120	”	社団法人山口県安全運転管理者協議会
121	”	自動車安全運転センター山口県事務所
122	”	山口県地区交通安全協会連絡協議会
123	”	山口県二輪車安全運転推進委員会
124	”	山口県地域交通安全活動推進委員協議会
125	”	社団法人山口県自動車学校連合会

平成二十年六月二十四日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円（送料共）